

■要求水準書【運営・維持管理業務編】に対する質問への回答

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	質問への回答
41	10	第2章	6		焼却残渣に関する基準	第1回質問回答No.294で、「セメント原料化が不可能となった場合に、本施設内で行う飛灰の薬剤処理にかかる費用は、事業者負担とします。」とありますが、セメント原料化が不可能になった原因が事業者側でない場合は、貴組合にて飛灰の薬剤処理にかかる費用をご負担頂けるものと考えてよろしいでしょうか。	内容により協議します。
42	10	第2章	6		焼却残渣に関する基準	第1回質問回答(No.294)においてセメント原料化が不可能となった場合の薬剤処理にかかる費用は事業者負担とありますが、事業者の責によらずセメント原料化が不可能となった場合は御組合にてご負担いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	内容により協議します。
43	17	第5章	10	(1)	搬出物の保管及び積込	第1回質問回答No.313にて、「ただし、積み込み時における運搬車両における破損は事業者負担とします。」とされていますが、搬出車両は要求水準書【設計・建設業務編】5頁及び12頁記載の車両に積み込むものと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
44	23	第7章			環境管理業務	「・・・事後アセスに対して、調査の実施を行うとともに・・・」とありますが、調査の実施とはどのような調査かご教示願います(事後アセスそのものか或いは別の調査のことでしょうか)。また、調査の実施は事業者の業務範囲と考えてよろしいでしょうか。	ここでの調査実施とは、組合が実施するもので、評価書で示した予測評価に対し、実施状況と随時比較し、超過等の発生状況を確認するものです。よって、事業者は、組合が実施する事後アセスの支援を実施するものです。
45	27	第9章	7	(1)	本組合職員向け研修の実施	第1回質問回答No.325で、「研修実施にあたり必要となる、旅費、交通費は本組合が負担します。」とありますが、作業被服、安全衛生保護具類等についても貴組合にてご負担頂けることを確認させて下さい。(研修資料の作成にかかる費用については、事業者にて負担させて頂きます。)	作業被服については組合にて負担します。ただし、必要な安全衛生保護具類については、事業者が用意するものとします。